

議案第10号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり旭南地区農業集落排水管路工事（1工区）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成9年8月5日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年1月23日

三朝町長 吉田 秀光

平成10年1月23日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 4 契約金額中「50,925,000円」を「51,162,300円」に改める。